

# 維持管理計画書

磐田原土地改良区

## 目 次

第1章 地域及び地積	1	第4章 環境との調和への配慮	14
第1節 地域	1	第5章 事業費	15
第2節 地積	1	第6章 効用	16
第2章 地域の現況	2	第7章 図面	17
第1節 地形	2		
第2節 気象	3		
第3節 水利状況	5		
第4節 耕地面積	6		
第5節 地域環境の概況	6		
第3章 維持管理計画	7		
第1節 目的	7		
第2節 用水施設関係	7		
第3節 排水施設関係	12		
第4節 農業用道路その他農地の保全又は 利用上必要な施設関係	12		
第5節 他の事業との関係	13		

## 第1章 地域及び地積

### 第1節 地域

本地区は、静岡県西部に位置し、磐田市及び袋井市からなる天竜川の左岸に広がる農業地帯である。

### 第2節 地積

磐田市及び袋井市の地積は下表のとおりである。

市名	地積(ha)						備考
	田	畑	原野	山林	その他	計	
磐田市	-	524.87	-	-	-	524.87	土地登記簿面積
袋井市	-	43.04	-	-	-	43.04	
計	-	567.91	-	-	-	567.91	

(令和6年8月1日現在)

## 第2章 地域の現況

### 第1節 地形

本地区は、天竜川左岸の堆積された土砂が隆起した洪積台地に位置し、南北10 km、東西3 kmの半扇状で、地域北端の標高は125.5m、南端は20～30mで南に緩傾斜をなして、東西は波状形起伏をなす複雑な地形を構成している台地部である。

## 第2節 気象

### 1. 一般気象

観測所名	浜松特別地域気象観測所	かんがい期	非かんがい期	計又は平均	備考
観測期間	明治16年～令和4年 (141年間)	4月～10月	11月～3月		
平均気温 (°C)		21.0	8.2	15.6	
降水量	平均 (mm)	1,457	453	1,910	
	基準年 (mm)	949	435	1,384	昭和22年
降水日数	平均 (日)	74	33	107	
	基準年 (日)	57	28	85	昭和22年
根雪期間		—			
無霜期間		3月14日～12月8日 268日間			平成7年～平成16年
最多風向		WNW	最大風速 (風向)	29.1 m/s (SSW)	昭和36年～令和4年 最多風向発生時期 11月～4月 最大風速発生年月日 平成30年9月30日

2. 特殊気象

観測所名	第1位			第2位			第3位			第4位			第5位			備考
浜松特別地域 気象観測所	数量	年月日	発生 確率	数量	年月日	発生 確率	数量	年月日	発生 確率	数量	年月日	発生 確率	数量	年月日	発生 確率	
観測期間																
明治16年～ 令和4年																
最大日雨量 (mm)	344	M43. 8. 9	1/308	308	M44. 8. 4	1/132	301	S16. 7. 12	1/109	281	R4. 9. 23	1/70	274	S13. 8. 2	1/59	
最大連続雨量 (mm)	676	M43. 8. 6 ～ M43. 8. 10	1/641	618	M38. 6. 10 ～ M38. 6. 28	1/351	464	S13. 6. 27 ～ S13. 7. 4	1/48	444	M18. 6. 26 ～ M18. 7. 1	1/37	434	S25. 6. 9 ～ S25. 6. 14	1/33	
最大連続干天日数 (日)	71	S14. 11. 23 ～ S15. 2. 1 S48. 11. 11 ～ S49. 1. 20	1/269	62	H17. 11. 13 ～ H18. 1. 13	1/85	57	S50. 12. 10 ～ S51. 2. 4	1/44	55	M26. 6. 23 ～ M26. 8. 16 M26. 12. 1 ～ M27. 1. 24 S3. 12. 25 ～ S4. 2. 17	1/35	54	S17. 11. 18 ～ S18. 1. 10	1/30	

### 第3節 水利状況

#### 1. 河川状況

本地域の河川は、地区の西側を一級河川天竜川水系天竜川、東側を二級河川太田川水系太田川が北から南へ流下し、遠州灘に注いでいる。

#### 2. 用水状況

本地域の農業用水は、一級河川天竜川水系天竜川を水源とし、船明ダム直下流の船明取水工から自然取水したのち、導水路から社山幹線水路、寺谷幹線水路、磐田原揚水機場、豊沢揚水機場、浅羽揚水機場等を経て、各ほ場に配水されている。

#### 第4節 耕地面積

##### 1. 市町別、田畑別、一戸当たり平均耕作面積

市名	農業経営体数 (経営体)	一戸当たり平均耕作面積 (ha)				
		田	畑	樹園地	草地	計
磐田市	1,041	1.8	0.4	0.5	0.0	2.7
袋井市	663	2.8	0.3	0.6	0.1	3.8
計	1,704	2.2	0.4	0.5	0.1	3.2

(2020 農林業センサス)

#### 第5節 地域環境の概況

本地域は、静岡県西部に位置し、一級河川天竜川水系天竜川の沖積低地や丘陵地に広がる農業地帯であり、農地、屋敷林及び斜面林により農村景観が形成されている。

本地区の農業水利施設及びその周辺では、トノサマガエル、ミナミメダカ等の多くの生物の生息、生育が確認されている。

### 第3章 維持管理計画

#### 第1節 目的

この土地改良区が維持管理する施設・工作物等は以下のとおりであり、それぞれの機能を充分発揮せしめ適切かつ良好に管理するため、定款その他に定めるものの他、この計画書によるものとする。

- (ア) 国営天竜川下流農業水利事業により造成され管理委託を締結した施設・工作物等
- (イ) 国営附帯県営天竜川下流土地改良事業により造成され譲与された施設・工作物等
- (ウ) 県営ほ場整備事業で造成され譲与された施設・工作物等

#### 第2節 用水施設関係

##### 1. 用水施設の種類、規模、構造及び維持管理の方法

##### (1) 維持管理施設の種類別の規模及び構造

##### (ア) 国営造成施設

##### ① 揚水機場

番号	名称	構造・規模	備考
1	磐田原揚水機場	建屋：鉄筋コンクリート造 渦巻ポンプ(φ400×1、φ300×1、φ250×1) 揚水量=0.675 m <sup>3</sup> /s	

② 用水路

番号	名称	構造・規模	備考
1	磐田原管路	パイプライン L=11,193.3m(φ800mm=2,956.8m、 φ500~300mm=4,501.7m、φ500~450mm=3,734.8m)	

(イ) 県営造成施設

① 揚水機場

番号	名称	構造・規模	備考
1	揚水機場	建屋：鉄筋コンクリート 19 機場 渦巻ポンプ(φ125×16 機場、100×3 機場) 揚水量=0.864~1.296 m <sup>3</sup> /min	

② 用水路

番号	名称	構造・規模	備考
1	用水路	機場工区 第1~19 機場 パイプライン(VP 管、DCIP 管、SGPW 管等)L=126km 直送工区 第20~32 工区 パイプライン(VP 管、DCIP 管、SGPW 管等)L=19km	

(2) 維持管理方法

(ア) 国営施設の維持管理方法については、別に定める農業用水専用施設管理規程(別紙1)、農業用水専用施設管理方法書(別紙2)により管理する。

(イ) 県営施設については、土地改良施設管理は各水利組合が管理するものとする。

### (3) 配水の時期及び方法

#### (ア) 取入口における取入時期及び幹線水路の分水施設ごとの配水時期

畑地かんがい期間は、通年とし、詳細については、理事会が定め、必要に応じ関係機関と調整を図る。

#### (イ) 幹線水路の分水施設ごとの用水の配分方法

基幹的幹線用水路については、土地改良区にて公平な用水配分に努め、関係する水管理組合等と調整を図る。

(ウ) 取入口及び幹線水路の分水施設ごとの用水量とかんがい面積

施設名	最大取水量(t) (1ヶ月当り)	かんがい面積 (ha)	備考
磐田原第1 水利組合	2091.0	28.69	
磐田原第2 水利組合	2048.0	28.10	
磐田原第3 水利組合	1787.1	24.52	
磐田原第4 水利組合	1887.6	25.90	
磐田原第5 水利組合	2427.0	33.30	
磐田原第6 水利組合	1804.6	24.76	
磐田原第7.8 水利組合	2821.3	38.71	
磐田原第9 水利組合	2378.1	32.63	
磐田原第10 水利組合	1537.1	21.09	
磐田原第11 水利組合	2351.9	32.27	
磐田原第12 水利組合	1900.8	26.08	

施設名	最大取水量(t) (1ヶ月当り)	かんがい面積 (ha)	備考
磐田原第1 3 水利組合	2161.0	29.65	
磐田原第1 4 水利組合	1104.9	15.16	
磐田原第1 5 水利組合	2311.1	31.71	
磐田原第1 6 水利組合	1667.6	22.88	
磐田原第1 7 水利組合	1939.4	26.61	
磐田原第1 8. 1 9 水利組合	3596.0	49.34	
磐田原第2 0. 2 1 水利組合	2582.9	35.44	
磐田原第2 4. 2 5. 3 0 水利組合	2263.0	31.05	
磐田原第3 2 水利組合	729.6	10.01	
豊田工区	5910.0	81.09	

(4) 干ばつ時における処置

かんばつにより用水不足が生じる可能性がある場合は、理事会において対応策を協議し、関係機関と調整を図る。

(5) 他の農業水利団体との関係

その他、農業水利団体等が管理するため池等のかんがい施設については、管理団体と調整を図り、適切な管理を行う。

(6) 制裁規定

維持管理計画書の内容に違反した場合は、理事会において対応策を協議し、関係機関と調整を図ることとする。

第3節 排水施設関係

該当なし

第4節 農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設関係

該当なし。

## 第5節 他の事業との関係

### (1) 他種水利事業(発電、工業、上水道等)との関係

国営天竜川下流土地改良事業（昭和42年度～昭和59年度）は、天竜川下流の左右岸を受益とした農業水利事業であるが、用水を取水する船明ダム及び船明取水工、左岸導水路、右岸導水路は、発電（電源開発株式会社）、工業用水（静岡県企業局：中遠工業用水事業）及び上水道用水（静岡県企業局：遠州広域水道用水供給事業）の共有財産であり、また、その下流水路についても、工業用水・上水道用水との共有財産である。

従って、これらの共有財産を維持管理するため、関係利水者（施設共有者）と関係機関（国、県、市町、土地改良区）との間で管理に関する協定が締結されており、かんがい期の発電・工業・上水取水の調整を図り、適切な農業用水の利用、運営にあたる。

### (2) 森林、運輸、漁業との関係

該当なし。

### (3) 治水との関係

取水河川の天竜川の水利に関し、天竜川水利調整協議会（構成：電源開発株式会社、独立行政法人水資源機構中部支社、農林水産省関東農政局、浜松市上下水道部、寺谷用水土地改良区、磐田用水東部土地改良区、浜松土地改良区、中部経済産業局資源エネルギー環境部、愛知県、静岡県、静岡県企業局）が設立されており、水利使用者間の調整、天竜川水系における利水に関する覚書及び協定書等に規定された事項の実施の確認、調査等を行い、円滑な水利用に努めている。

### (4) 汚毒水との関係

該当なし。

### (5) その他の事業との関係

該当なし。

#### 第4章 環境との調和への配慮

静岡県西部に位置し、一級河川天竜川水系天竜川の沖積低地や丘陵地に広がる農業地帯であり、農地、屋敷林及び斜面林により農村景観が形成されている。

農業水利施設及びその周辺では、トノサマガエル、ミナミメダカ等の多くの生物の生息、生育が確認されている。

事業実施に当たっては、周辺環境への負荷・影響を可能な限り回避・低減するとともに、地域の個性及び特性を尊重し、周辺環境と調和した保全管理を図る。

## 第5章 事業費

この土地改良区の事業に要する経費は、事務費、事業費及び維持管理費を併せて約 75,253,000 円である。物価の変動及び災害復旧事業等臨時に支出を要する経費は、その都度追加増減する。

## 第6章 効用

施設を有効かつ適正に維持管理することで生産性の向上及び災害の抑止を図り、安定した農業経営を持続することができる。また、施設の耐用年数の延長等により維持管理費の節減を図り、農家の負担軽減に努める。

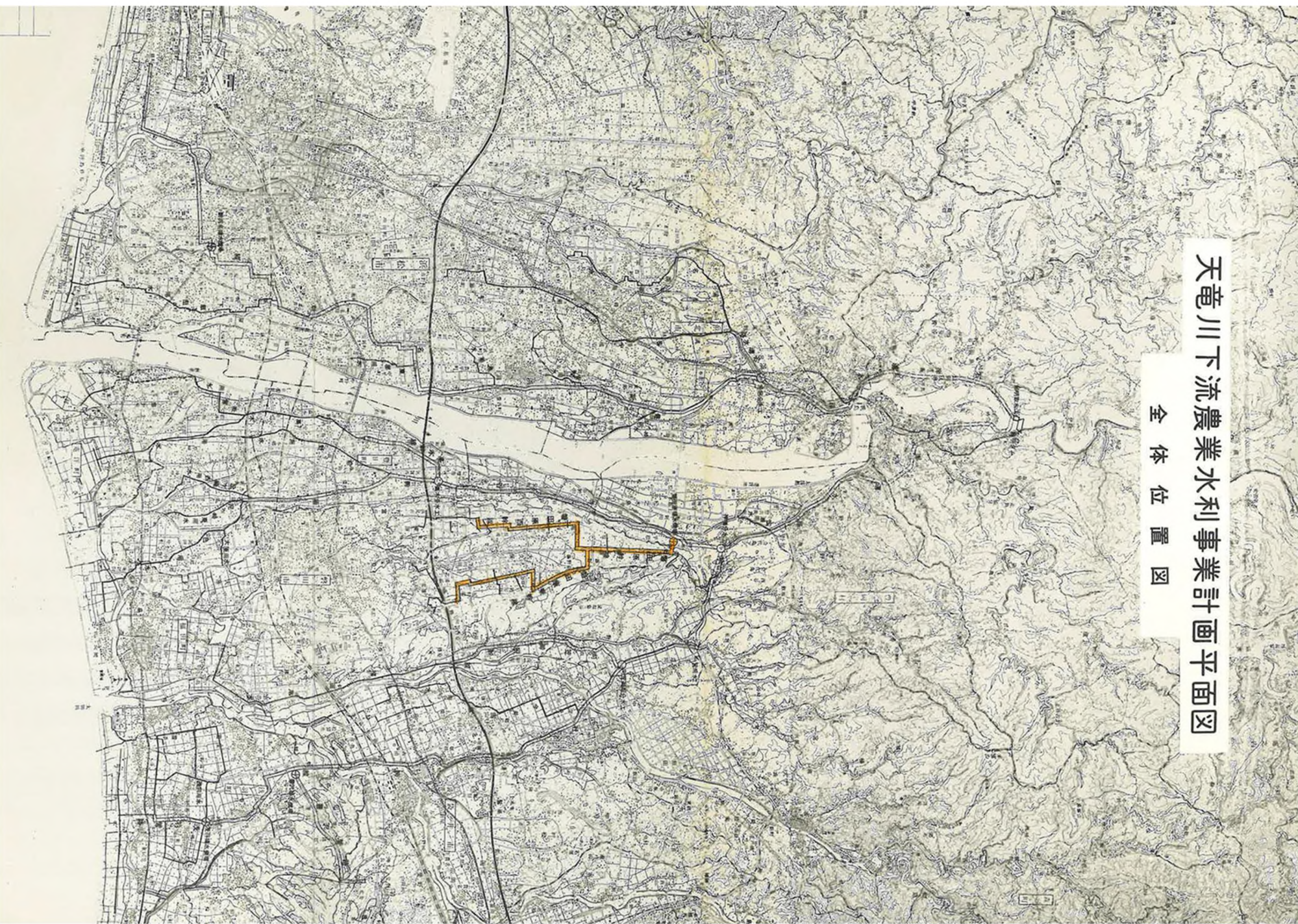
## 第7章 図面

### 1. 位置図

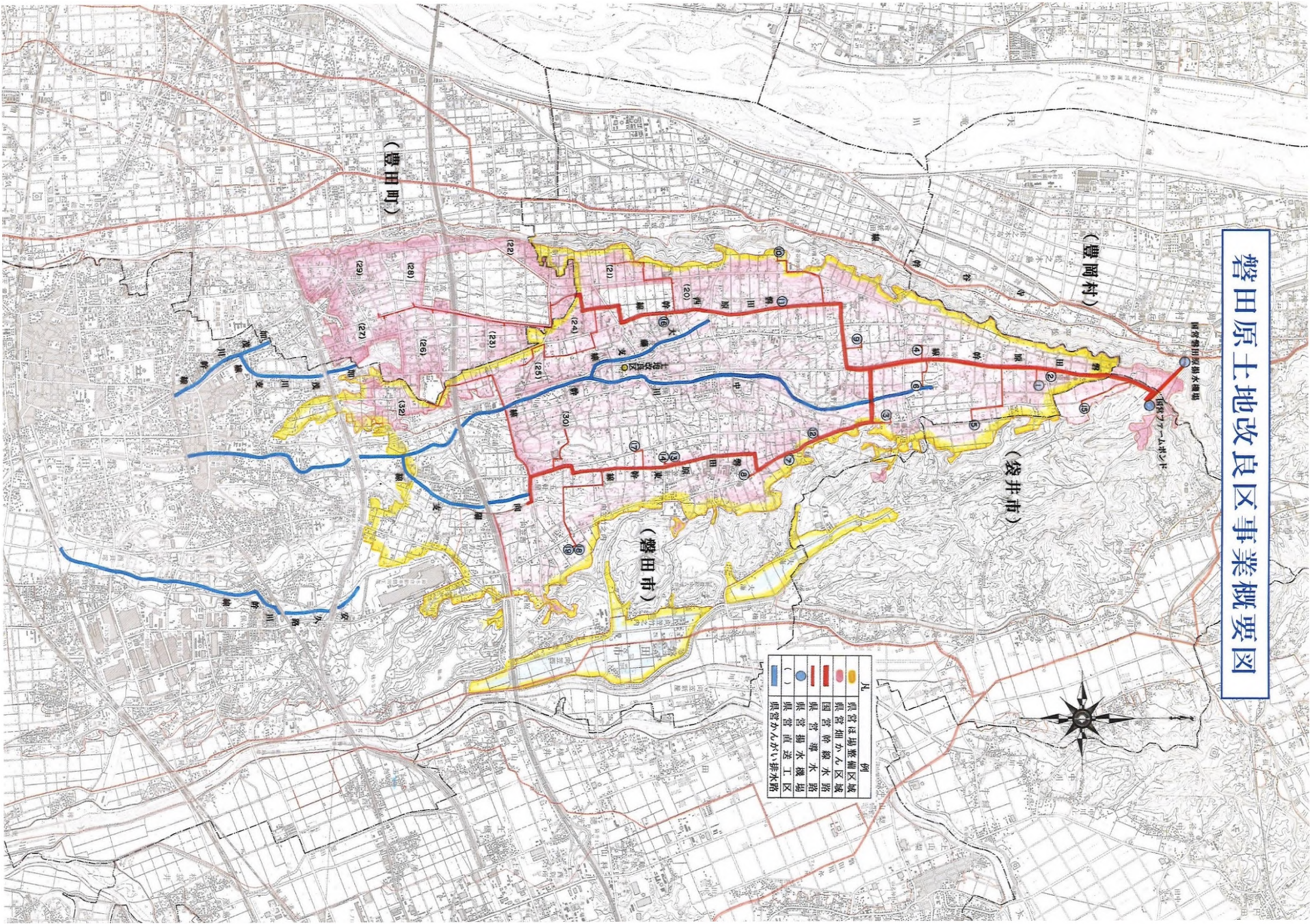
### 2. 維持管理区域図（用水・排水・その他）

天竜川下流農業水利事業計画平面図

全体位置図



# 磐田原土地改良区事業概要図



## 磐田原土地改良区

### 農業用水専用施設管理規程 規程第 18 号

#### (趣 旨)

**第 1 条** 国営天竜川下流農業水利事業により造成された農業用水専用施設（敷地を含む。以下「施設」という。）の管理は、この管理規程の定めるところによる。

#### (管理及び担当者の業務)

**第 2 条** 施設の管理は、管理方法書第 2 条によるものとし、水資源の有効利用をはからなければならぬ。

2. 理事長は、所属担当者を指揮監督して、この規程による業務その他施設の維持操作、電気工作物の保安等の管理について必要な事項を行うものとする。

3. 担当者は、理事長監督の下に次の各号に定める業務を行うものとする。

- (1) この規定に定める事項
- (2) その他管理上必要な措置

#### (施設の範囲)

**第 3 条** 理事長が管理する施設の範囲は、別紙記載の施設調書及び管理施設図のとおりとする。

#### (異例の処置)

**第 4 条** 担当者は、この規定に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ理事長の指示を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2. 担当者は、前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置について指示を受けなければならない。

#### (施設の保安維持)

**第 5 条** 理事長は、電気工作物に関する保安規定を定め、電気主任技術者にその保安を全うさせなければならない。

2. 担当者は、施設を絶えず監視し、これを常に良好な状態に維持しなければならない。

3. 担当者は、施設の維持に影響を及ぼす行為を取り締まるとともに、施設に異状を認めたときは速やかに理事長に報告し、その指示を受け必要な措置を採らなければならない。

#### (点検整備)

**第 6 条** 理事長は、取水施設（暫定堰上げゲート、制水弁、揚水機場施設等）ファームポンド及び附帯設備（水位計・流量計・制水弁等）分土工及びパイプラインの附帯設備（流量計、制水弁・空気弁、排泥工等）並びにこれらの管理上必要な機械器具及び資材について、定期的に時宜により点検整備を行い、常に良好な状態に維持しなければならない。

**(災害の措置)**

**第 7 条** 理事長は、洪水・暴風・雨・地震・その他これに類する異常な現象でその影響が施設に及ぶものが発生したときは、災害の拡大、二次災害の防止、あるいは用水確保等異常な状態を早期発見に努め臨機の措置をとるものとする。

2. 担当者は、次の各号に掲げる場合は非常警戒体制をとるものとする。

(1) 気象台から気象予報に関する注意及び異常警戒が発せられたとき。

(2) 天竜川下流用水共有財産管理規程に基づく通知があった場合。

**(巡視記録簿)**

**第 8 条** 理事長は、施設の巡視点検及び必要な措置を行った場合は、その旨を記録するため巡視記録簿を備え付けるものとする。

**附 則**

この規程は、昭和60年3月30日より施行する。

# 磐田原土地改良区農業用水専用施設管理方法書

## (目 的)

**第 1 条** この管理方法書は、国営天竜川下流農業水利事業により造成された農業用水専用施設(敷地も含む。)(以下「施設」という。)の管理方法等を定め、施設を適正かつ良好に管理することを目的とする。

## (管理のための組織)

**第 2 条** 施設の管理は、定款の定めるところにより磐田原土地改良区(以下「土地改良区」という。)が行うものとする。

2. 管理事務は、土地改良区理事長の指導監督の下に土地改良区事務局が執行するものとする。

## (維持保存の方法)

**第 3 条** 施設の管理に当たっては、常に正常な機能を発揮し円滑に運用できるよう維持管理するものとし、天災その他の事故により管理に支障ある事態が生ずるおそれのあるときは、保全のため必要な措置を講じなければならない。

## (配水等の時期、水量及び方法)

**第 4 条** 農業用水の取水の時期、水量及び方法については、水利使用規則によるものとする。

2. 農業用水の取水量を変更し、また中止しようとするときは、あらかじめ関係機関に連絡するものとする。

## (かんばつ、洪水その他非常事態において採るべき措置)

**第 5 条** 異常渇水その他の理由により農業用水の取水量が不足する場合は、節水に努めるものとする。

## (制裁規定)

**第 6 条** 施設の無断使用者に対しては使用を中止させ、又は施設を損傷した者に対しては原形に復旧させるものとする。

## (経 費)

**第 7 条** 土地改良区は、この方法書に定める管理を行うために必要な経費を負担する。

## 附 則

この管理方法書は、昭和60年4月 1 日より適用する。

## 附 則

この管理方法書は、令和 4 年3月30日より適用する。